

研究主題 「法やきまりに基づき社会に参画する意識を高める社会科学習

ーきまりづくりの学習を通してー

東京都教職員研修センター研修部専門教育向上課
練馬区立大泉第六小学校 主任教諭 窪 直樹

第1 研究のねらい

中央教育審議会答申（平成20年1月）では、小学校社会科の改善の具体的事項の一つに、「よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことを重視して改善を図る」ことが示され、その一例として、「社会生活を営む上で大切なルールや法及び経済に関する基礎となる内容の充実を図る」ことが挙げられた。これを受けて、小学校学習指導要領（平成20年3月告示）には、社会科第3学年及び第4学年に「地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする」こと、第6学年に「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加」が内容の取扱いに新たに加わった。このように、法やきまり、ルール、司法などについて学び、これらに基づきよりよい社会の形成に参画する資質や能力を培うことが求められている。

法やきまりは、社会生活を営む上で互いを尊重するためのルールであり、個人が集団や社会に積極的に参画していくために必要なものである。このことを児童に捉えさせるためには、日常生活において法やきまりによって問題の解決が図られている事例を取り上げ、更に新たな問題を解決するきまりをつくるという活動を行うことが有効であると考えた。きまりをつくるためには、問題点を把握し、解決策とその実現の可能性などについて検討する必要がある。検討の過程で、児童が互いの考えを伝え合うことで、価値観を広げたり、問題を多面的に理解したりすることができ、集団や社会に積極的に参画していくために必要な力を養うことができると考えた。また、法やきまりによる問題解決の過程を学習することで、法やきまりの意義や役割に関心を持ち、法やきまりに基づき社会に参画する意識を高めていくことができると考えた。

以上のことから、次の研究仮説を設定した。

第2 研究仮説

問題解決の過程にきまりづくりの活動を取り入れることで、児童に法やきまりの意義や役割について関心をもたせ、法やきまりに基づき社会に参画する意識を高めることができるであろう。

第3 研究の内容と方法

1 基礎研究

法務省の法教育についての定義を確認するとともに、小学校学習指導要領（平成20年3月告示）、「東京都教育ビジョン（第2次）」（平成20年5月）及び「同（第3次）」（平成25年4月）における、「法」に関する教育の位置付けを明確にした。先行研究として、「法教育に関する研究」（東京都教職員研修センター 平成20年度）、「『法』に関する教育カリキュラム」（東京都教育委員会 平成23年3月）、法務省が開発した法教育の教材について内容を整理・分析し、評価規準を設定する際の参考にした。また、東京都教育委員会及び法務省の法教育の実施状況に関する調査結果を参考に、法やきまりについての児童の捉え方や、教員の指導状況を把握し、指導の改善策を提案するための調査を行うことにした。

以上の基礎研究を通して、法やきまりに関する指導内容は学習指導要領に位置付けられていること、指導計画の例が作成されていること、授業実践を通じた検証は行われているが、数は

少なく、児童に育てる資質・能力を明確に定め、実践を通じた検証が更に必要であることが明らかになった。

2 調査研究

児童のきまりに対する意識や社会に参画する意識と、教員の「法」に関する教育への意識を調査するため、都内公立小学校 14 校において、平成 26 年 7 月に次の調査を行った。

(1) 児童に対する調査（都内公立小学校第 4 学年 1,137 名）の結果と考察

「遊んでいてつまらなくなってきたときに、自分たちできまりを変えたりつくったりして、楽しく遊べるようにしている」について、肯定的な回答 77%、否定的な回答 22%、無回答 1%であった。また、「家や学校、地域のきまりで、変えた方がうまくいくと思うものがある」については、肯定的な回答 9%、否定的な回答 91%という結果であった。身近な遊びの場面では、きまりをつくったり変えたりする経験が多い一方で、家や学校、地域におけるきまりについては、よりよいものに変えていくという発想はあまり見られないことが分かった。

家や学校、地域における生活の中で、今あるきまりを変えたり、新たにつくったりして生活をよりよいものにしていくという視点からの教材開発が必要であると考えた。

(2) 教員に対する調査（都内公立小学校 189 名）の結果と考察

「法」に関する教育について、意識的に「取り組んでいる」と答えた教員は 13%であり、そのうち 88%が第 6 学年の社会科での取組を挙げている。「知っているが、取り組んではいない」と答えた教員は 23%で、理由の内訳としては「具体的な指導方法が分からない（36%)」、「どの教科で何を教えればよいのかの位置付けがしづらい（32%)」、「時間数の余裕がない（20%)」であった（図 1）。

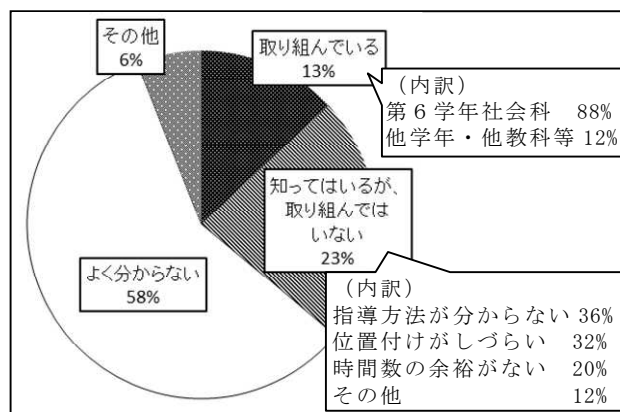


図 1 教員に対する「法」に関する教育についての意識調査の結果

このことから、単元の指導計画に法やきまりに関する指導内容、評価規準、学習活動や資料を明確に位置付け、誰もが取り組める具体的な指導方法を示す必要があると考えた。

3 開発研究

第 4 学年「ごみの処理と再利用」の単元（全 14 時間）において、学習した内容を活用して新たな問題の解決を考える 3 時間の「深める」場面（第 12～14 時）に法やきまりに関する指導を位置付け、きまりづくりの活動を取り入れた指導計画を作成した（表 1）。

時	ねらい	主な学習内容	法やきまりに関する指導についての評価規準
12	「東京ルール」により、びん・缶・古紙の回収が進み、資源回収量が大幅に増えたことを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみや資源の処理過程について復習する。 ○平成 12 年前後の資源回収量について、資料で調べる。 ○平成 12 年に、他の自治体も資源回収量が増えていることをグラフで確かめる。 ○資源回収の方法を定めた「東京ルール」について資料で調べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ★資源の再利用を推進するという問題が「東京ルール」によって解決されたことを理解している。(知・理)(ワークシート) ★資源となる物を適切に処理するための「東京ルール」の役割について関心をもっている。(関・意・態)(ワークシート)
13	小型家電には貴重な金属が含まれていることを調べ、資源として再利用する必要性に気付き、きまりをつくって問題の解決を図ろうとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○金属の作り方についての説明を聞く。 ○小型家電の中には、貴重な金属が含まれていることを実物で確かめる。 ○貴重な金属が含まれている小型家電が、不燃ごみとして埋め立て処分されていたことを知り、再利用する方法を考える。 ○再利用を進めるきまりを考えて書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ★小型家電の再利用という問題を解決するきまりを考え、表現している。(思・判・表)(ワークシート)

14	小型家電の再利用を進めるきまりづくりの活動を通して、問題の解決に法やきまりが役立っていることを理解し、自分にもできることで資源の再利用を進めようとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○考えたきまりを4人グループで発表し、全体に発表するものを一つ選ぶ。 ○グループで考えたきまりを全体に発表する。 ○発表したきまりについて、清掃事業担当者の感想を聞く。 ○小型家電リサイクル法などの法に基づき行われている自治体の取組について話を聞く。 ○学習を振り返り、これから取り組んでいこうと思うことを書く。 	★ごみを適切に処理したり資源として再利用したりするための法やきまりを意識して、行動しようとする。(関・意・態) (ワークシート)
----	--	--	---

表1 きまりづくりの活動を取り入れた「深める」段階の指導計画(全14時間中の第12~14時部分)

きまりづくりの活動を取り入れた指導計画を作成する際のポイントを図2に、開発したごみの処理と再利用の単元の学習との対応を図3に示した。

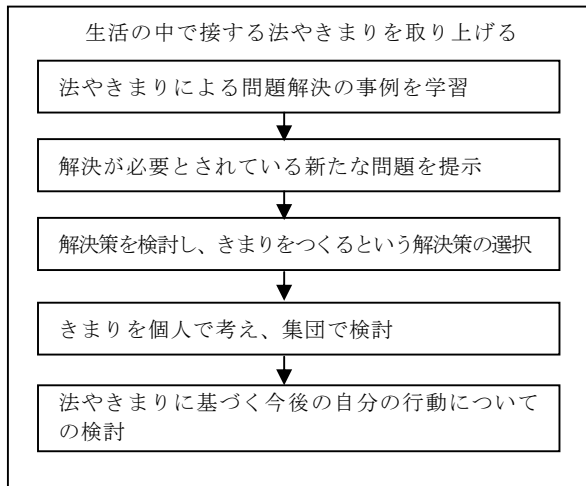


図2 指導計画作成の際のポイント

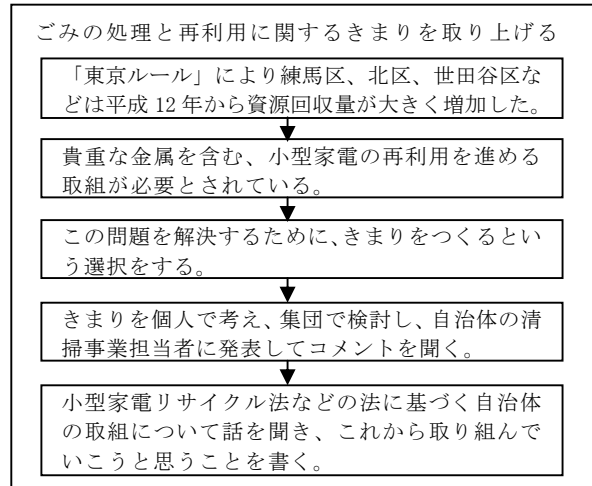


図3 ごみの処理と再利用の学習との対応

検討したきまりを発表し、清掃事業担当者から小型家電リサイクル法に基づき小型家電回収ボックスを設置して回収を進めているという自治体の取組について聞く活動は、児童が学習したことを実際の生活と結び付けて考えられるようにするための工夫である。また、きまりをつくる過程で、問題を多面的に考えたり考えを交流したりすることで、児童が学習内容をより詳しく理解するとともに、きまりを問題解決の手段と捉えられるようにしている。

4 検証授業

(1) 検証授業の概要

都内公立小学校(2学級・70名)において、第4学年「ごみの処理と再利用」(全14時間中の3時間)の授業を実施した(表1参照)。本単元で目指す児童の姿は、次のように捉えた。

法やきまりの意義や役割について関心をもった児童の姿	法やきまりに基づき社会に参画する意識が高まった児童の姿
資源となる物を適切に処理するための「東京ルール」の意義や役割について関心をもつ。	ごみを適切に処理したり資源として再利用したりするための法やきまりを意識して、行動しようとする。

表2 本単元で目指す児童の姿

(2) 抽出児童の記述内容の変化

各時間の児童Aの記述内容は次の通りである。

第12時	第13時	第14時
東京ルールができた理由が、ごみの量を減らすためだったということが分かりました。私はごみの量が多過ぎたので変えたのだと考えました。	携帯電話などの中に金が使われていること、小型家電がごみになっている問題があることが分かりました。	みんなで小型家電の問題についてどうすればよいかを考える時が一番楽しかったです。(中略)この勉強をして、ごみの分別などをもっとしっかりしていかなければと意識するようになりました。

表3 各時間の児童Aの記述内容

第12時の記述からは、「東京ルール」の意義や役割について関心をもっていること、第13時で問題を意識し、第14時で問題の解決策を考えたことが楽しかったことや、ごみの分別をもっとしっかりしていこうと意識するようになったことが読み取れる。

(3) 検証授業前後のアンケート調査の分析

検証授業前と検証授業後のアンケート調査の結果を比較し分析した。分析の結果、「きまりがあると、自分のしたいことができると感じることもある」については、「とても当てはまる」が10ポイント増加しており、きまりの意義や役割について関心をもつ児童が増えている。「地域をよくするために、何をしたらよいか考えることがある」については、「とても当てはまる」が5ポイント増加した。地域社会に参画しようとする意識に若干の高まりが見られる。「家や学校、地域のきまりで変えた方がうまくいくと思うものがある」については、ほぼ変化が見られなかったが、この設問の記述欄には、「小型家電の回収日を増やす」、「ごみの捨て方や分別の仕方、地域のルールを考え直す」という記述が見られ、日常生活の中で法やきまりを見直そうとする意識の高まりが見られる。第4学年の段階では、家や学校、地域のきまりを自分たちで変えることを考えさせるのは難しいが、指導計画に位置付け、具体的な例を通して考えさせていくことで、地域のきまりを見直そうとする意識につながられることが分かった。

(4) 法やきまりについての児童の意識

単元終了後、児童に「あなたにとっての法やきまりとは」として自由記述を求めたところ、次のような回答が見られた。（一部抜粋）

- ・自分に、やってはだめなことを教えてくれる。自分たちを守ってくれる。
- ・みんなが平和に暮らしていけるととても重要で大切なもの。
- ・法やきまりがあるとちょっと窮屈に感じることもあるけれど、こういうことが決まっているとよい生活ができると思う。
- ・法やきまりがあると世の中でもめることが少なくなる。

これらの記述からは、法やきまりが自分たちの行動の規範となっていることや、社会の中で互いを尊重して行動する際に役立っていることなど、法やきまりの意義や役割を児童が的確に捉えていることが分かる。

第4 研究の成果

- ・ きまりづくりの活動を行うことにより、問題の原因や解決策を意欲的に考えたり、考えを伝え合ったりする児童の姿が見られた。実際の生活においても小型家電の再利用をすすんで行おうとしたり、家庭でのごみの分別を見直したりするなど、児童に法やきまりに基づき、社会に参画する意識の高まりが見られた。
- ・ 法やきまりに関する指導内容、評価規準、きまりづくりを中心とした学習活動、資料等を示した小学校社会科における「法」に関する教育の具体的な指導計画を開発し、指導の効果を検証することができた。

第5 今後の課題

- ・ 学習指導要領では、内容(3)「廃棄物の処理」及び内容(4)「事故の防止」の二つの単位について、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うこととされている。今回検証していない「事故の防止」の単位において、きまりづくりの活動を取り入れた授業を行い、児童の法やきまりに基づき社会に参画する意識の変容を検証する。
- ・ 今回開発した指導計画に、更に「法」に関する教育の基礎となる「討論する力」や「多面的な見方」、「合意形成の力」を育てる学習活動、評価規準を位置付け、指導内容と学習活動、評価の方法を明確に示した指導計画を作成し、効果を検証する。